

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部改正に伴う
契約約款の改正について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）
に伴い、業務委託等の約款を別紙新旧対照表のとおり改正します。

本改正につきましては、本公社と契約しているすべての契約に適用するものとし、既に
契約を締結しているものについては、変更契約によらず読み替えによる取り扱いとします。

また別紙新旧対照表は標準的な例ですので、個別の契約における契約条項のずれ等は、
改正の趣旨により読み替えをするものとします。

業務委託等約款 新旧対照表

現 行 約 款	改 正 約 款
<p>(談合等不正行為による解除)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>(1)乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項または独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。</p> <p>(2)乙が、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項または独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。</p> <p>(3)乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審判の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</p> <p>(4)乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、または棄却する判決が確定したとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(不正行為に伴う賠償金)</p> <p>第 1 8 条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号および第4号に掲げる場合において、排除措置命令または審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(談合等不正行為による解除)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>(1)乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2)乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(不正行為に伴う賠償金)</p> <p>第 1 8 条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。</p>